

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|---------------------|------------|
| 1 | 建 築 士 の 氏 名 | 和田 明人 |
| 2 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 二級建築士 |
| 3 | 登 録 番 号 | 第4087号 |
| 4 | 免 許 を 取 消 し た 年 月 日 | 平成21年3月19日 |
| 5 | 取 消 し の 理 由 | 死亡 |